

一般社団法人権利擁護

ゆい ふく し

結福祉ステーションの支援

だれもが「生きていてよかった」と言え
いつまでも人間らしく生き続けられるような
支援をめざしています

身元保証

金銭管理

日常生活支援

緊急・
万一の支援

葬儀・
逝去後の支援

成年後見制度の
利用支援



ゆい

一般社団法人権利擁護

結福祉ステーション

結福祉ステーションは**人と人がつながる駅**をめざし、「もっと広く、人は大切にされるべきだ」との想いを、支援を通じて皆さまに届けてまいります。

1 身元保証

身寄りのいない方、今までの身元保証人が高齢、遠方などで緊急時などに駆けつけができず困っている方のために、「家族同様」の安心した支援をおこないます。

- 病院の入院時や福祉施設の入所の際の身元保証
- 賃貸住宅への入居時の身元保証
- 24時間365日の連絡体制から、緊急対応が可能



例えばこんな時

病院に入院したり、福祉施設へ入所する時の保証人がいなくて困った

2 金銭管理

公共料金等、様々な支払いに行くのが大変になった、必要なお金を届けてほしいなどのお金の管理に困っている方を支援します。利用者様より金銭をお預かりし、福祉施設料金や病院の入院費のお支払を代行します。

- 銀行などの預貯金の出納
- 金銭の受領の代理代行
- 公共料金、家賃、医療費などの支払の代理代行



例えばこんな時

銀行の預貯金の出納や、公共料金や家賃の支払い代行を誰かにお願いしたい

※預貯金の金銭管理状況を半年に一度、報告いたします。

3 日常生活支援

大切な用件を自分の代わりに頼みたい、定期的な安否確認をおこなってほしい等、**介護保険適用外**の日常生活を支援します。

- 役所など諸手続きの代行(介護保険・住民票の変更申請など)
- 入所、入院中の荷物(衣類等)の購入、お届け
- 受診、入院時の付き添い
- 転居に伴う手続き、家具の処分立会(処分業者の費用は別途必要)
- お墓参りの付き添い



例えばこんな時

病院の受診の付添いや、施設入所時の必要物品を届けてほしい

生活支援はすべて有料です(別紙参照)。契約時にお預かりする「生活支援預かり金」を充当させていただきます。

また、「生活支援預かり金」が不足の場合は再度補充させていただきます。

※支援員の移動時間(事務所→支援場所→事務所)も支援費用が必要です。

支援が
お受け
できません

- ☐ 判断能力の低下(認知症・知的障害・高次脳機能障害など)で、説明内容が理解いただけない方
- ☐ 負債のある方
- ☐ 終焉のみの契約の方
- ☐ 支援可能エリア(春日井市・日進市・長久手市・尾張旭市・名古屋市東部)以外の愛知県内は要相談

4 緊急・万一の支援

重篤な緊急入院や危篤に陥った時、訃報の連絡を受けた際に直ちに駆けつけ、医師・看護師との協議やご本人の容態に応じての対応を支援します。

- 緊急入院のとき、必要な物品のお届け
- 危篤・死亡時の対応として緊急連絡先への一報
- 死亡診断書の受け取りや葬儀社の手配
- 亡くなったとき、ご遺体の引き取り



例えばこんな時

急に入院することになったとき、万一のことがあった時頼れる人がいない

5 葬儀・逝去後の支援

利用者様のご希望により、私たちは親族同様のお気持ちで葬送支援をおこないます。さらにご希望の方には、「死後事務委任契約」を結ぶことで、ご本人の意思に基づいた、ご葬儀から納骨支援までおこないます。

- 年金や健康保険、介護保険など役所への資格喪失手続き
- 電気・ガス・水道などのライフライン停止等の手続き
- 入居費、入院費、家賃の支払など清算業務や家財道具の処分など(処分業者の費用は別途必要)
- 納骨や死後に必要な手続き(相続人調査、遺産整理)
- 本契約と別の「死後事務委任契約」に基づく支援(葬儀代・お布施、火葬代等は実費負担となります)



例えばこんな時

自分の没後の葬儀のことや家のこと、役所への手続きなどが心配だ

6 成年後見制度の利用支援

判断能力が不十分になる前に契約をお勧めします。また、不十分になったときにも弁護士などの専門職による支援をお勧めします。

- 任意後見制度
判断能力があるうちに、将来に備えてあなたの身の回りのことや財産管理が十分に行えなくなったときに、前もって後見人を決めておく制度です。
- 法定後見制度
判断能力が衰えて認知症となった方を保護する目的で定められた制度です。ご本人と第四親等までの方の申立てで家庭裁判所が決めた成年後見人が「財産管理」「身上監護」など本人の代わりにおこないます。
※法律事務所や司法書士事務所をご紹介します。後見申立費用が必要です。



例えばこんな時

成年後見制度について相談するにはどうしたらいいのかわからない

委任契約が
お受け
できません

- ☐ 借入金のための保証
- ☐ 会社へ入社するときの連帯保証
- ☐ 原則的に一般住宅の入居の身元保証



契約・ご入会までの流れ

お問い合わせ



お電話・来所・E-mail
等でまずはお問い合わせください。

訪問・面談 支援内容説明



職員が面談し、支援
できる内容などを説
明、利用者様と相談
します。

契約・ご入会



ご利用計画・立案検
討後、契約の締結を
行います。

支援開始



契約内容に合わせた
支援をさせていただきます。

まずはお気軽に
ご連絡下さい

 **0568-37-0513**

受付時間
平日 9:00~17:00

Fax 0568-37-0514

E-mail support@yui-station.org

寄付金および結福祉ステーション基金の募集について

一般社団法人権利擁護結福祉ステーションは、お一人暮らしの高齢者や親亡き後の障がい者の方々が
人間らしく生き続けられるような権利擁護の支援活動を続けます。

この活動にご賛同いただける皆様のあたたかいご支援・ご協力をお願い申し上げます。

詳細はWEBサイトを
ご確認ください

<http://yui-station.org>



ゆい 一般社団法人権利擁護
結福祉ステーション

〒486-0817 愛知県春日井市東野町 4-16-3 落合マンション1A
Tel 0568-37-0513 Fax 0568-37-0514

営業時間 平日9:00~17:00

休日 土・日・祝祭日・夏季・年末年始

URL <http://yui-station.org>

緊急時はいつでも対応します！